

日本の法科大学院制度と新司法試験 及び予備試験の現状と展望

—— 一橋大学の経験を踏まえて ——

松 本 恒 雄^{*}

- I はじめに
- II 法科大学院制度
- III 新司法試験
- IV 予備試験の開始とその影響
- V 一橋大学法科大学院の対応と成果
- VI 今後の展望
- VII むすびに代えて

I はじめに

日本における法科大学院は、2001年の司法制度改革審議会意見書を受けて設置が決定され、2004年から学生の受入れを始めた。2012年秋現在、第10期生の入学試験が各大学で行われている。法科大学院の第1期既修者課程の学生が修了した2006年には、第1回の新司法試験が行われ、2012年9月には、第7回の新司法試験の結果が発表された。旧司法試験は、新司法試験と5年間並行実施された後に、2010年に終了した。

本稿は、今までの約10年間を、各種のデータをもとに振り返り、日本における法科大学院制度と新司法試験の現状を検討するとともに、筆者の属する一橋大学法科大学院がどのような対応をとってきたかを紹介する¹⁾。

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第12巻第1号 2013年3月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科教授

Ⅱ 法科大学院制度

1 入学要件と教育内容

法科大学院の教育課程は、主として法学部出身者以外を対象とする未修者課程（3 年課程）と主として法学部出身者を対象とする既修者課程（2 年課程）からなる。3 年課程が標準とされ、法学部で一定の法律科目を履修してきた者は 1 年の範囲内で法科大学院に在籍し、30 単位の範囲内で法科大学院の単位を履修したものとみなされ、結果的に、1 年次の履修を免除され、2 年間で修了できるという仕組みである。多様な知識と経験を有する者を入学させるために、法学部以外の出身者または社会人が 3 割以上になるように努めるものとされ（文部科学省の告示）、2 割を下回る場合には、改善措置をとることが求められている（認証評価機関の基準）。未修者課程が標準とされる結果、未修者課程のみの開設は認められるが、逆の既修者課程のみの開設は事実上認められていない。

入学者選抜方法は、大学によって異なる。法科大学院適性試験を受験することは必須であり、近時、文部科学省は、適性試験の下位 15% の者を入学させてはならないとの指導をしている。ただし、一橋大学の場合には、適性試験の成績と入学後の成績や新司法試験の可否との間には、相関関係はまったく見られない。

既修者課程の入学試験では、30 単位以内の履修認定の関係で法律の専門科目が必須であるが、未修者課程の入学試験では法律の専門科目の試験をすることは許されない。

法科大学院の教育科目は、法律基本科目、展開・先端科目、基礎法学・隣接科

-
- 1) 本稿は、2012 年 9 月 20 日に、韓国の慶北大学校法学専門大学院及び嶺南大学校法学専門大学院で行った講演を文章化するとともに、その後に明らかになった情報等を補足したものである。講演の機会を与えてくださったキム・チャンロク慶北大学校教授、ペ・ビュンイル嶺南大学校教授、イ・スンドン判事、講演のコメントをしてくださったチョン・ジョンヒュ全南大学校教授、さらに、翻訳・通訳を担当してくれた一橋大学法学研究科博士課程在学中のコン・キョンウンさんに感謝する。韓国での講演の原稿及び韓国語訳は、慶北大学校法学研究所発行の法学論巧 40 巻 809 頁（2012）に掲載されている。

なお、本稿で紹介している統計データは、すべて法務省、文部科学省、法曹養成検討会議において公表されているデータをもとに、一橋大学の学内データを加えて、筆者が加工したものである。言うまでもないが、客観的データ以外の意見にかかわる部分は筆者の私見であり、一橋大学法科大学院の公式見解ではない。

目、法律実務基礎科目の4種類から構成される。

法律基本科目とは、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法であり、これらは、新司法試験の必修科目である。

展開・先端科目は、各大学がその特徴を活かして様々な科目を開設しているが、そのうち、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）、国際関係法（私法系）の8科目が新司法試験の選択科目とされている。したがって、これらの選択科目については、事実上、いずれの法科大学院も開講せざるをえない結果となっている。

基礎法学・隣接科目は新司法試験科目ではない。また、法律実務基礎科目のうち、法曹倫理は必須とされているが、やはり新司法試験科目ではない。

2 学校数と定員、志願者総数、実入学者数

法科大学院数は2004年のスタート時点では68校であったが、現在74校に増加している。ただし、そのうち1校は2011年度から募集を停止し、4校は2013年度から募集の停止を決定している。当初の大学別入学定員数は、最大300人（3校）から最小30人（9校）であったが、2012年度では最大270人（2校）から最小15人（1校）となっている。

表1で見ると、新司法試験の合格率の低下にともなって、入学志願者数が減少し、入学定員を削減したにもかかわらず、実入学者数は総定員の7割となっている。2012年度入学者で、入学定員充足率が5割を切っている法科大学院が35校、入学者1桁の法科大学院が20校に達している。

入学者の内訳は、当初は、既修者課程4割、未修者課程6割であったのが、現在は、既修者課程6割、未修者課程4割と逆転した。社会人入学者の率も半減した。法学部卒業者の比率も増加の一途であり、法学未修者を対象とした未修者課程も実際の入学者の過半は法学部卒業者である。

(表1)

年度	学校数	入学定員総数	入学志願者総数	実入学者数	既修者課程入学者数	未修者課程入学者数	社会人入学者率	法学部卒業者率
2004	68	5,590	72,800	5,767	2,350	3,417	48.4%	65.5%

2005	74	5,825	41,756	5,544	2,063	3,481	37.7%	70.1%
2006	74	5,825	49,341	5,784	2,179	3,605	33.3%	71.7%
2007	74	5,825	45,207	5,713	2,169	3,544	32.1%	73.9%
2008	74	5,795	39,555	5,397	2,066	3,331	29.8%	73.9%
2009	74	5,765	29,714	4,844	2,012	2,823	26.8%	74.7%
2010	74	4,909	24,014	4,122	1,923	2,199	24.1%	78.9%
2011	74	4,571	22,927	3,620	1,916	1,704	21.1%	79.3%
2012	74	4,484	18,446	3,150	1,825	1,325	21.9%	81.2%

Ⅲ 新司法試験

1 試験日程と試験科目

法科大学院は、毎年、4 月に新入生を迎え、3 月に修了者を送り出す。修了者は、修了後 5 年以内に 3 回、新司法試験を受験することができる。

新司法試験は、5 月中旬の週末を含む 4 日間にわたって行われる。第 1 日は、選択科目と公法系科目第 1 問、同第 2 問である。第 2 日は、民事系科目第 1 問、同第 2 問、同第 3 問である。中 1 日の休みをおいて、第 3 日は、刑事系科目第 1 問、同第 2 問である。最後の第 4 日は、短答式試験（民事系科目、公法科目、刑事系科目）である。

短答式試験で一定の成績を得た者のみが、論文式試験の採点を受けることができる。その意味での短答式試験の部分についての合格発表が 6 月上旬に行われる。

そして、最終合格発表が 9 月 10 日前後に行われる。短答式試験の得点（350 点満点）と論文式試験の得点（800 点満点）を 1 : 8 の割合で合算して総合点が付けられ（1,575 点満点）、その順位で合否が決まる。

11 月に最高裁判所司法研修所に入所して、1 年間の司法修習を受ける。2010 年入所者までは国家公務員に準ずるものとして国から給与を支給されていたが、2011 年入所者以降は生活費貸与制となった（裁判所法 67 条の 2）。

２ 合格者数と合格率

司法制度改革審議会意見書の「第１ 法曹人口の拡大 １. 法曹人口の大幅な増加」では、「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成 22（2010）年ころには新司法試験の合格者数の年間 3,000 人達成を目指すべきである」とし、また、「第２ 法曹養成制度の改革 ２. 法科大学院（2）法科大学院制度の要点 エ 教育内容及び教育方法」では、「法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば 7～8 割）の者が新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべきである」とされていた。しかし、表 2 に見るように、合格者は 2008 年以降 2,000 人強で固定されている。合格率については、当初の 48.3% から年々低下しているものの、最近 4 年程度は安定している。その年の 3 月に法科大学院を修了して新司法試験を受験した既修者の合格率（直近修了既修者合格率）は、最初の年から比較的变化が少ない。

（表 2）

試験年	受験者数	合格者数	合格率	既修者 合格率	未修者 合格率	直近修了 者合格率	直近既修 者合格率
2006	2,091	1,009	48.3%	48.3%	—	48.3%	48.3%
2007	4,607	1,851	40.2%	46.0%	32.3%	39.3%	47.1%
2008	6,261	2,065	33.0%	44.3%	22.5%	36.9%	51.3%
2009	7,392	2,043	27.6%	38.7%	18.9%	35.0%	48.7%
2010	8,164	2,074	25.4%	37.0%	17.3%	33.0%	46.4%
2011	8,765	2,063	23.5%	35.4%	16.2%	32.5%	41.8%
2012	8,387 (8,302)	2,102 (2,044)	25.1% (24.6%)	36.2%	17.2%	32.9%	43.2%

（注）2012 年試験の（ ）内は、法科大学院修了者のみの数字である。

３ 修了年度別累積合格率

上記の試験年ごとの単年度合格率は、司法制度改革審議会意見書でうたわれていた修了者の 7～8 割という例示に比べると低いが、同意見書も単年度の新司法試験での合格率ではなく、各修了年度別の累積合格率を想定していたものと考えられる。その意味で、各年度別の修了者のうち、2012 年までの新司法試験にお

いて 5 年以内 3 回の受験の機会を経て合格した者の総数が、表 3 である。受験機会の終了した 2005 年度から 2007 年度までの修了者の合計累積合格率は 52.0% であり、今後も 40% 台後半で推移していくものと予想される。

(表 3)

修了年度	修了者数	累積合格者数	累積合格率	一橋大学修了者の 累積合格率	残存受験可能期間
2005	2,176	1,518	69.8%	86.7% (98.3%)	—
2006	4,418	2,188	49.5%	81.1%	—
2007	4,911	2,273	46.3%	76.8%	—
2008	4,994	2,300	46.1%	81.2%	残 1 年
2009	4,792	2,121	44.3%	81.7%	残 2 年
2010	4,535	1,722	38.0%	78.3%	残 3 年
2011	3,937	1,027	26.1%	60.0%	残 4 年

(注) 一橋大学 2005 年度修了者のうち 7 人が旧司法試験に合格したために新司法試験を受験していない。この 7 人を加えると同年度の累積合格率は 98.3% となる。

4 大学間格差の固定

2012 年の新司法試験の平均合格率は 25.1% であるが、平均合格率以上の合格率をあげている大学は全 74 校中の 14 校にすぎず、この 14 校で全合格者の 63.0% を占めている。他方、平均合格率の半分以下の合格率の大学が 31 校にものぼっている。

表 4 は、2012 年の平均合格率を上回る上位 14 校の過去の合格率データである。

(表 4)

	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
一 橋	83.0%	63.5%	61.4%	62.9%	50.0%	57.7%	57.0%
京 都	67.4%	64.0%	41.5%	50.3%	48.7%	54.6%	54.3%
慶 應	63.4%	63.8%	56.5%	46.4%	50.4%	48.0%	53.6%
東 京	70.6%	58.6%	54.6%	55.5%	48.9%	50.5%	51.2%
神 戸	64.5%	50.5%	54.7%	49.0%	34.0%	46.6%	45.8%
大 阪	47.6%	43.8%	38.6%	33.5%	38.9%	28.7%	41.8%

中 央	54.8%	52.4%	55.7%	43.4%	43.0%	38.2%	41.3%
首 都	43.6%	40.6%	49.3%	39.1%	29.7%	31.7%	39.6%
愛 知	72.2%	25.9%	45.7%	48.8%	31.8%	22.2%	37.8%
北海道	68.4%	48.9%	30.6%	40.4%	43.1%	30.0%	34.0%
早稲田	63.2%	51.6%	37.7%	32.6%	32.7%	31.9%	32.8%
名古屋	60.7%	63.1%	32.7%	33.3%	35.3%	31.6%	32.6%
千 葉	55.6%	64.5%	49.3%	37.5%	43.5%	39.2%	31.8%
九 州	53.8%	39.2%	36.2%	26.4%	26.3%	21.0%	26.2%

5 受控者の増加

表5は、各年の新司法試験における受控者の割合である。近時では、出願した受験予定者の4分の1が受け控えをしていることがわかる。この数字は、法科大学院を修了することによって受験資格を得ており、かつ出願した者のうちの実際には受験しなかった者の率である。法科大学院を修了したけれどもそもそも出願していなかった者は含まれていないので、実際の受験有資格者を分母とした受控率はもっと高い。未修者に受け控えが多いのは、短答式試験ではねられ、3回分しかない受験チケットを1回分使ってしまうことをおそれているからであろう。

（表5）

	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
既修	1.6%	7.4%	12.3%	12.8%	15.8%	15.6%	16.8%
未修	—	19.1%	24.0%	29.1%	30.6%	29.8%	28.8%
合計	1.6%	12.7%	18.8%	22.7%	25.2%	25.0%	24.4%

表6は、当該年の新司法試験の直前に法科大学院を修了した者（直近修了者＝受験有資格者）のうち、何人が受け控えをしたかを示すものである。約5分の1が受け控えをしている。修了直後の者が第1回目から受験を控えることは、自らの自信のなさや出身法科大学院の教育（法務博士学位）への不信という複合的要因からなっている。

(表 6)

修了年度	修了者数	受験者数	不受験者数	受控率
2005	2,176	2,091	85	3.9%
2006	4,418	3,704	714	16.2%
2007	4,910	3,977	933	19.0%
2008	4,994	4,012	982	19.7%
2009	4,792	3,732	1,060	22.1%
2010	4,535	3,529	1,006	22.2%
2011	3,937	3,122	815	20.7%

表 7 は、2011 年度修了者に限定した 2012 年の新司法試験の対受験者合格率の順で上位 5 校を並べたものであるが、受控率が低い大学ほど対受験者合格率が高く、また対修了者合格率も高い点はいへん興味深い現象である。

(表 7)

	2011 年度 修了者数	受験者数	合格者数	対受験者 合格率	対修了者 合格率	受控率
京都	164	159	105	66.0%	64.0%	3.0%
一橋	90	85	54	63.5%	60.0%	5.6%
慶應	219	204	121	59.3%	55.3%	6.8%
東京	242	222	131	59.0%	54.1%	8.2%
大阪	95	85	43	50.6%	45.3%	10.5%

6 法科大学院修了後 5 年間の受験成績

受け控えをして、法科大学院外で勉強を重ねても、1 年後、2 年後の受験の際の合格率が高くなるわけではない。表 8 から明らかなように、全体的傾向としては、法科大学院修了後、期間が経過するほど合格率が低下している。この点は、旧司法試験と大きく異なる点である。とりわけ、不受験の年をはさむと、勉強のためのモチベーションの低下が大きくなるのではないかと推測される。

（表8）

修了 年度	修了年度別司法試験単年度合格率							
	試験年	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
2005	既修	48.3%	43.9%	30.6%	6.2%	4.0%	—	—
2006	既修		47.1%	33.1%	20.9%	7.7%	5.5%	—
	未修		32.3%	20.5%	12.6%	5.9%	2.4%	—
	合計		39.3%	25.5%	15.4%	6.3%	3.2%	—
2007	既修			51.3%	28.2%	23.3%	13.8%	7.8%
	未修			23.7%	17.1%	14.7%	6.0%	5.2%
	合計			36.9%	21.3%	17.3%	7.6%	5.8%
2008	既修				48.7%	35.4%	31.5%	14.6%
	未修				22.2%	18.2%	13.5%	6.4%
	合計				35.0%	24.9%	18.5%	7.9%
2009	既修					46.4%	34.8%	32.0%
	未修					21.0%	18.4%	19.5%
	合計					33.0%	24.6%	23.4%
2010	既修						41.8%	35.3%
	未修						23.7%	22.3%
	合計						32.5%	27.7%
2011	既修							43.2%
	未修							21.9%
	合計							32.9%
全受験 者合計	既修	48.3%	46.0%	44.3%	38.7%	37.0%	35.4%	36.2%
	未修	—	32.3%	22.5%	18.9%	17.3%	16.2%	17.2%
	合計	48.3%	40.2%	33.0%	27.6%	25.4%	23.5%	25.1%

もっとも、修了後1～2年の間は短答式試験の合格率が上がっている（表9）。
 とはいえ、短答式合格者の最終合格率は1年後にはかなり低下する（表10）。このことは、短答式試験が、記憶力の試験であり、時間をかければかけるほど知識量が増えて点数がかせげるが、論文式試験に必要な考える力はそれに比例しては

増えないことを意味している。

2010年度修了者の2011年試験では、短答式試験の既修者と未修者の合格率の差が25.3ポイントもあるのに、短答合格者の最終合格率の差についてはわずか8.9ポイントまで縮まっている。2011年度修了者の2012年試験についての同様の数字は、26.0ポイントと13.3ポイントである。このことは、未修者に対して短答式試験の門戸がもっと広くなれば、未修者の最終合格者はもっと増えることを示唆している。

(表9)

修了 年度	修了年度別短答式合格率							
	試験年	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
2005	既修	80.5%	88.5%	90.7%	57.7%	58.4%	—	—
2006	既修		82.9%	84.6%	72.9%	65.2%	52.4%	—
	未修		63.0%	69.8%	55.9%	44.4%	37.2%	—
2007	既修			88.8%	82.6%	88.3%	70.2%	63.3%
	未修			57.3%	59.9%	58.0%	44.0%	42.1%
2008	既修				87.9%	93.4%	90.5%	75.6%
	未修				53.9%	64.3%	55.6%	41.7%
2009	既修					88.5%	85.6%	84.5%
	未修					60.1%	61.7%	59.3%
2010	既修						81.0%	83.4%
	未修						55.7%	61.7%
2011	既修							78.2%
	未修							52.2%
全受験者		80.5%	75.5%	74.3%	68.4%	70.7%	64.5%	63.7%

(表10)

修了 年度	修了年度別短答式合格者の最終合格率							
	試験年	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
2005	既修	59.9%	49.6%	33.7%	10.7%	6.9%	—	—

2006	既修		56.8%	39.1%	28.7%	11.9%	10.5%	—
	未修		51.3%	29.4%	22.5%	13.4%	6.5%	—
2007	既修			57.8%	34.1%	26.4%	19.7%	12.3%
	未修			41.3%	28.6%	25.3%	13.6%	12.5%
2008	既修				55.4%	37.9%	34.8%	19.4%
	未修				41.1%	28.3%	24.2%	15.4%
2009	既修					52.4%	40.7%	37.9%
	未修					35.0%	29.7%	32.9%
2010	既修						51.5%	42.4%
	未修						42.6%	36.2%
2011	既修							55.3%
	未修							42.0%
全受験者		59.9%	53.2%	44.4%	40.4%	35.9%	36.5%	39.4%

7 2回目・3回目受験者の合格者増

2012年の新司法試験では、2回目・3回目の受験者の合格が目立つという声をきく。表11は、新司法試験のみの受験回数別の各年度の合格率である。たしかに、1回目受験者の合格率は2006年から一貫して低下してきており、2011年から2012年にかけても微減である。2回目・3回目受験者の合格率も2011年までほぼ低下してきていたが、2012年にはかなり上昇した。

(表11)

	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
1回	48.3%	39.2%	34.8%	31.1%	28.6%	27.6%	27.1%
2回		44.4%	28.1%	21.8%	21.9%	20.3%	23.7%
3回			33.8%	22.5%	21.1%	18.5%	20.8%
全受験者	48.3%	40.2%	33.0%	27.6%	25.4%	23.5%	25.1%

表12は、法科大学院を修了して受験資格を得てから何年目に合格したかを、各修了年度別に示したものである。5年目までの受験者が受験可能となった2010年以降も1年目受験者の合格者数は一貫して減少しているのに対して、合計合格

者数が一貫して減少傾向にあるにもかかわらず、2年目、3年目、4年目、5年目の各受験者の合格者数は一貫して増加傾向にある。

(表12)

試験年	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合格者計	受験者数
2006	1,009					1,009	2,091
2007	1,455	396				1,851	4,607
2008	1,466	500	99			2,065	6,261
2009	1,406	461	168	8		2,043	7,392
2010	1,233	557	234	44	6	2,074	8,163
2011	1,147	565	265	65	21	2,063	8,765
2012	1,027	575	323	72	47	2,044	8,302

(注) 2012年の合格者計は法科大学院修了者のみの数であり、予備試験合格者を加えると2,102人になり、受験者総数は8,387人になる。

この傾向を6と合わせて考えると、法科大学院修了後、年季をかけることによって合格率が向上しているわけではないが、年季をかけた受験者の合格者数が徐々に増えてきていることを意味している。2012年は、修了1年目の合格者数と修了2年目以降（過年度修了者）の合格者の総数の差が、わずかに10人となった。2013年は、おそらく、これが逆転し、過年度修了者の合格者総数の方が過半数を占めるものと予測される。

以上の傾向の原因を説明する仮説として、次のような点が挙げられる。

- ①法科大学院生で入学前から旧司法試験を経験した層が減少して底をついたこと
 - ②新司法試験の問題の質の変化、すなわち、サンプル問題に典型的に見られたような、いわゆる新司法試験らしい問題傾向から、論点当てはめ型で対応可能な旧司法試験的問題に回帰しつつあること
 - ③予備校が新司法試験対策に習熟してきたこと
- おそらく、これら3点が複合的に作用しているのではなかろうか。

Ⅳ 予備試験の開始とその影響

1 予備試験の受験資格と方法

旧司法試験は2010年に終了し、2011年に第1回の予備試験が行われた。

予備試験は、司法制度改革審議会意見書の「第2 法曹養成制度の改革 3. 司法試験 (3)受験資格」における「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである」との意見に基づいて、創設されたものである。

ところが、司法試験法には、予備試験は、法科大学院修了者と「同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定する」試験である（同法5条1項）と定められているだけであり、受験資格について限定する趣旨の規定はまったく置かれていない。したがって、経済的事情の有無や社会人経験の有無はまったく問われず、だれでも（法科大学院の修了者であっても、法科大学院在學生であっても、大学生であっても、高校生であっても）、受験することができるものとなった。

予備試験は、旧司法試験とほぼ同様に、半年間をかけて、短答式試験、論文式試験、口述試験の3回に分けて行われる。合格者は、同年度の法科大学院修了者と同じ資格を取得し、翌年から5年間、3回の新司法試験を受験することができる。

短答式試験は5月に行われる。法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）と一般教養科目が課される。試験は、新司法試験の短答式試験の日と同一日に行われ、しかも、法律基本科目については、そのほぼ8割が同一問題である。

論文式試験は7月に行われる。法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）と一般教養科目、法律実務基礎科目（民事、刑事）が課される。

口述試験は10月に行われ、法律実務基礎科目（民事、刑事）のみが課される。

2 第1回予備試験の結果

2011年に行われた第1回予備試験の結果は表13の通りである。これによると、法科大学院修了者は、短答式試験では半数が合格しているが、短答式合格者の論文式合格率は、大学在学中の者の半分にとどまっている。このことは、新司法試験について、法科大学院修了後も短答式試験の合格率は若干上昇するが、論文式試験の合格率は大幅に低下するという現象が、新司法試験の受験資格喪失後もなお継続していることを意味している。また、ある程度優秀な大学生は、短答式試験さえクリアできれば、予備試験合格レベルに達していることを意味している。

(表13)

出願時学歴	受験者数	短答式合格者数	短答式合格率	論文式合格者数	短答式合格者の論文式合格率	最終合格者数	最終合格率
大学在学中	1,236	169	13.7%	41	24.3%	39	3.2%
法科大学院在学中	198	31	15.7%	6	19.4%	6	3.0%
法科大学院修了	336	166	49.4%	21	12.7%	19	5.7%
その他	4,707	973	20.7%	55	5.7%	52	1.1%
合 計	6,477	1,339	20.7%	123	9.2%	116	1.8%

3 2012年新司法試験の結果

2011年の予備試験の最終合格者の116人が2012年の新司法試験の受験資格を得たわけであるが、そのうち、出願した者は95人であり、実際に受験した者は85人にすぎない。受け控えをした31人が2012年現在何をしているか、どのような理由で受け控えたのかは興味のあるところである。

2012年の新司法試験では、予備試験合格者で新司法試験を受験した者85人中84人が、新司法試験の短答式試験に合格した。これは、前述のように予備試験の短答式試験と新司法試験の短答式試験の80%が同一問題であるという点から不思議ではない。予備試験に合格するためには、短答式試験に絶対的に強いことが前提条件だからである。そして、予備試験合格者の新司法試験の最終合格率が68.2%であり、大学別合格率第1位の一橋大学より11.2ポイント上回っているこ

とがメディアによって強調されている。

表 14 は、2012 年の新司法試験での合格率 50% 以上の 4 大学と予備試験合格組について、短答式合格率、最終合格率、短答式合格者の最終合格率を比較したものである。短答式合格者の最終合格率については、それほど大きな差は生じていない。

また、予備試験合格組の大部分は既修者であることから、既修者課程修了者の最終合格率だけを抜き出すと、こちらの点でもそれほど大きな差は生じていない。

(表 14)

	出願者数	受験者数	短答式合格者数	短答式合格率	最終合格者数	最終合格率	短答式合格者の最終合格率	既修者の最終合格率
予備試験合格者	95	85	84	98.8%	58	68.2%	69.0%	
一橋	151	135	114	84.4%	77	57.0%	67.5%	63.3%
京都	319	280	233	83.2%	152	54.3%	65.2%	64.2%
慶應	409	347	285	82.1%	186	53.6%	65.3%	64.7%
東京	472	379	303	79.9%	194	51.2%	64.0%	64.9%
法科大学院合計	11,170	8,302	5,255	63.3%	2,044	24.6%	38.9%	36.2%

予備試験合格者の新司法試験合格率が高いことを説明する仮説として、次のような点が挙げられる。

- ① 予備試験合格者は短答式試験にたいへん強いから、短答式試験の貯金が多い（最終合否は短答式試験の得点と論文式試験の得点を 1 : 8 の割合で合算）。
- ② 2012 年の新司法試験の論文式試験問題は、少なくとも民法について見るかぎり、今までの新司法試験の中でもっとも新司法試験らしさのない、法学部試験に近い論点とレベルであり、法科大学院で余分に 2 年間授業を受ける必要のないものであった。
- ③ 予備試験合格者数を意図的に絞っているのだから、合格率が高いのは当然である。
- ④ 今年の子備試験組では過去の不合格者や受控者が受験していなかったから、合格率高く出る傾向にある。3 年後、5 年後に比較可能なデータが出てく

る。

表15は、④の仮説との関係で、予備試験組と上記4大学について、2011年予備試験合格者と2011年度修了者という直近受験有資格者にのみ限定して、受験状況、合格状況を比較したものである。ただし、2011年度修了者の未修・既修別の修了者数は公表されていない。未修者・既修者を合わせた対受験者合格率は、予備試験合格者が4大学を上回っているが、既修者に限定すれば、一橋大学を除く3大学は、予備試験合格者の合格率を上回っている。

また、2011年度の全修了者を分母とした対有資格者合格率は、予備試験全合格者を分母とした合格率を4大学ともに上回っている。ただし、2011年の予備試験合格者のうち2012年の新司法試験を受験しなかった者31人の中には、司法試験法4条2項²⁾の受験制限(3回目の受験後他の資格で2年間受験できない)のために、受験できなかった者が含まれている可能性がある。実際、2011年予備試験合格者のうち法科大学院修了者は19人であるが、2012年の新司法試験にはわずか3人しか受験しておらず、全員不合格である。基準時が異なるので正確ではないが、この不受験の16人が受験制限の対象者であると仮定した場合の対有資格者合格率は58.0%となる。

(表15)

		有資格者数	受験者数	合格者数	対受験者合格率	対有資格者合格率
予備試験合格者		116	85	58	68.2%	50.0%
一橋	合計	90	85	54	63.5%	60.0%
	既修	未公表	58	39	67.2%	—
京都	合計	164	159	105	66.0%	64.0%
	既修	未公表	120	89	74.2%	—

- 2) 司法試験法4条2項「前項の規定により司法試験を受けた者は、その受験に係る受験資格(同項各号に規定する法科大学院課程の修了又は司法試験予備試験の合格をいう。以下この項において同じ。)に対応する受験期間(前項各号に定める期間をいう。以下この項において同じ。)においては、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることはできない。前項の規定により最後に司法試験を受けた日後の最初の四月一日から二年を経過するまでの期間については、その受験に係る受験資格に対応する受験期間が経過した後であっても、同様とする」。

慶應	合計	219	204	121	59.3%	55.3%
	既修	未公表	145	100	69.0%	—
東京	合計	242	222	131	59.0%	54.1%
	既修	未公表	155	107	69.0%	—

4 予備試験組合格者の内訳

予備試験合格者で新司法試験を受験した者の各種属性別新司法試験合格状況は、表 16 から 18 の通りである。年齢は 2012 年 12 月末時点、属性は出願時の自己申告による。

（表 16）

年齢別	受験者数	最終合格者数	最終合格率	最終合格者内比率
20～24 歳	31	30	96.8%	51.7%
25～29 歳	4	4	100.0%	6.9%
30～34 歳	16	11	68.8%	19.0%
35～39 歳	14	4	28.6%	6.9%
40～44 歳	11	5	45.5%	8.6%
45～49 歳	4	2	50.0%	3.4%
50～54 歳	2	1	50.0%	1.7%
55～59 歳	2	0	0.0%	0.0%
60～64 歳	1	1	100.0%	1.7%
合 計	85	58	68.2%	100.0%

（表 17）

職種別	受験者数	最終合格者数	最終合格率	最終合格者内比率
公務員	10	4	40.0%	6.9%
教職員	1	0	0.0%	0.0%
会社員	8	5	62.5%	8.6%
法律事務所事務員	2	0	0.0%	0.0%
塾教師	2	1	50.0%	1.7%

自営業	2	0	0.0%	0.0%
法科大学院生	9	8	88.9%	13.8%
大学生	28	26	92.9%	44.8%
無 職	22	14	63.6%	24.1%
その他	1	0	0.0%	0.0%
合 計	85	58	68.2%	100.0%

(表 18)

最終学歴別	受験者数	最終合格者数	最終合格率	最終合格者内比率
大学卒業	38	20	52.6%	34.5%
大学在学中	28	26	92.9%	44.8%
法科大学院修了	3	0	0.0%	0.0%
法科大学院在学中	9	8	88.9%	13.8%
法科大学院中退	1	0	0.0%	0.0%
法科大学院以外の大学院修了	4	2	50.0%	3.4%
法科大学院以外の大学院中退	2	2	100.0%	3.4%
合 計	85	58	68.2%	100.0%

年齢別では、20歳台前半の合格率がきわめて高く、最終合格者の半数を占めている。職種別、最終学歴別ともに、大学生と法科大学院生の合格率がきわめて高く、両者で最終合格者の約6割弱を占めている。

以上の傾向から、予備試験が、司法制度改革審議会意見書において当初うたわれていた趣旨とは異なり、優秀な法学部学生のための特急バイパスコースとなったことを意味している。

5 第2回予備試験（2012年）の結果

2012年11月8日に公表された第2回予備試験の結果が、表19である。2011年に比べて合格者数が約9割増加している。この背景には、2009年3月31日に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」の「18 法務・資格」に、法曹資格に関して、「本試験において公平な競争となるようにするため、予備試験合格者数について、事後的には、資格試験としての予備試験のある

べき運用にも配慮しながら、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的考慮を行う」との記述があることが影響しているものと考えられる³⁾。しかし、前記閣議決定は、同時に、新司法試験合格者の年 3,000 人という目標の確実な達成と法科大学院修了者の 7~8 割の合格に努めることを求めていることを看過するわけにいかない。

2012 年予備試験の出願時学歴別の合格者を見ると、法科大学院修了者については、短答式合格率は第 1 回試験よりさらに上がって 51.4%となっている。しかし、全受験者の合格率が 1.2 ポイント上昇しているにもかかわらず、最終合格率が低下していることは、第 1 回試験の結果に見られた傾向を一層押し進めているように感じられる。

103 人の合格者増の大部分にあたる 85 人は、大学在学中あるいは法科大学院

-
- 3) 同閣議決定では、措置内容として、「法曹を目指す者の選択肢を狭めないよう、司法試験の本試験は、法科大学院修了者であるか予備試験合格者であるかを問わず、同一の基準により可否を判定する。また、本試験において公平な競争となるようにするため、予備試験合格者数について、事後的には、資格試験としての予備試験のあるべき運用にも配慮しながら、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的考慮を行う。

これは、法科大学院修了者と予備試験合格者とが公平な競争となることが根源的に重要であることを示すものであり、法科大学院修了者と同等の能力・資質を有するかどうかを判定することが予備試験制度を設ける趣旨である。両者における同等の能力・資質とは、予備試験で課せられる法律基本科目、一般教養科目及び法律実務基礎科目について、予備試験に合格できる能力・資質と法科大学院を修了できる能力・資質とが同等であるべきであるという理念を意味する。

法務省はこれらを踏まえ、予備試験の制度設計を行う。

したがって、たとえば、予備試験の法律基本科目及び法律実務基礎科目に関する出題について、一般的に、法科大学院で指導・学習の対象となっていないものを出題範囲に含めたり、法律基本科目及び法律実務基礎科目並びに一般教養科目の出題内容の難易度を、法科大学院を修了できる水準に照らして高く設定したりすることによって、予備試験を通じて法曹を目指す者が、法曹資格を得るにあたり、法科大学院修了者と比べて高い水準の能力が求められることのないようにする」との記述がある。

在学中の者で占められた。合格者中の両者合わせた占有率は、2011年の38.8%から2012年の59.4%に大幅上昇した。このまま予備試験合格者数の増加政策が続くと、大学在学中と法科大学院在学中の者の占有率が一層大きくなるものと予想される。

とりわけ、法科大学院在学中の者の増加が著しい。1年でも早く新司法試験に合格したい、新司法試験の模擬試験のつもりで受験する、予備試験合格が優秀であることの証明であるとする等の種々の理由から、予備試験受験者数自体も前年度より3倍近く増加している。もっとも、予備試験の論文式試験の問題レベル(採点レベルではない)は、多くの科目について、法科大学院の既修者入試 $\pm a$ のレベルにあることを考えれば、法科大学院在学者の合格者が多くなるのは当然であり、自慢にならない。とはいえ、この現象が法科大学院教育にどのような影響を与えることになるかを考えておく必要がある。

(表19)

出願時学歴	受験者数	短答式合格者数	短答式合格率	論文式合格者数	短答式合格者の論文式合格率	最終合格者数	最終合格率	2011合格者数	2011合格率
大学在学中	1,657	244	14.7%	70	28.7%	69	4.2%	39	3.2%
法科大学院在学中	555	175	31.5%	61	34.9%	61	11.0%	6	3.0%
法科大学院修了	492	253	51.4%	30	11.9%	26	5.3%	19	5.7%
その他	4,479	1,039	23.2%	72	6.9%	63	1.4%	52	1.1%
合計	7,183	1,711	23.8%	233	13.6%	219	3.0%	116	1.8%

V 一橋大学法科大学院の対応と成果

1 概要

一橋大学法科大学院は、教育理念として、「ビジネス法務に精通した法曹」、「国際的な視野をもった法曹」、「人権感覚に富んだ法曹」という3つの資質を兼ね備えた法曹を養成することを掲げ、そのためのカリキュラム上の特徴を持たせ

るようにしている。

学生定員は、当初 100 人（既修者課程 70 人程度、未修者課程 30 人程度）であったが、文部科学省の全国的な定員削減への要請を受けて、2009 年度入学者から、85 人（既修者課程 60 人程度、未修者課程 25 人程度）に削減した。入学試験に際して、同一受験者が既修者課程と未修者課程を併願することはできない。

専任教員は、当初 28 人（うち、実務家教員 7 人）であったが、現在は 26 人（うち、実務家教員 6 人）となっている。

2 入学試験

第 1 次選抜試験から第 3 次選抜試験まで、ていねいな選抜プロセスをおいている。

第 1 次選抜試験は、書類審査だけで行われる。選考対象となるデータは、適性試験の成績と TOEIC（英語）試験の成績である。

第 1 次選抜試験の合格者に対して、第 2 次選抜試験として論文式試験が行われる。既修者課程の志願者については、憲法、民事法（民法、民事訴訟法）、刑事法（刑法、刑事訴訟法）という法律の専門科目の試験が行われ、未修者課程の受験者については、小論文試験が行われる。学部成績、自己推薦書の評価を加味して、合格者が決定される。

第 2 次選抜試験に合格した者に対して、第 3 次選抜試験として、口述試験が行われる。ここでは、既修者課程の受験者に対しても法律の専門知識についての質問はされない。もっぱら、志願者のコミュニケーション能力についての審査が行われる。

3 教育の特色

他の法科大学院と比較した場合の一橋大学法科大学院の教育面での特色として、次のような点をあげることができる。

第 1 に、未修者課程 1 年次の法律基本科目は、憲法、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の 5 科目のみである。商法及び行政法は、2 年次から、既修者課程の者に対しても必修科目として課される。文部科学省は、法科大学院設置基準を改

正して、1年次配当の上限単位数を6単位増加し、法律基本科目の授業時間を増やすことを可能にしたが、一橋大学法科大学院としては、単位数を増やしても詰め込み教育になるだけであるとして、必修単位数については変更していない。

第2に、設立当初から、法曹倫理教育を重視している。まず、法曹の役割を考えさせ、次いで、弁護士倫理を中心とした狭義の法曹倫理をきちんと教え、さらに、民法等の科目においても、法曹倫理的な視点を加味した科目横断の法曹倫理教育を行うこととしている。

第3に、模擬裁判について、民事と刑事の双方を3年次に必修としている。これは、2011年度までは、夏休み中にかなりの期間をかけて行われていたことから、大手法律事務所のサマークラークに応募することができなかったり、所定の期間勤めることができなかったりして、就職の際の不利益が指摘されていた。2012年度から、模擬裁判担当の弁護士教員の協力を得て、時期を調整した結果、サマークラークの機会を逃すことがなくなった。

第4に、3年次にビジネスローコースを選択することが可能である。これは、都心にある千代田キャンパスにおいて、実務の第一線に立つ弁護士からビジネスローの最先端を学べるというものである。

第5に、2年次夏休み期間中にエクスターンシップの機会を提供している。法律事務所、企業法務部、行政機関、各種団体、海外の大学等で研修を受けることができる。必修ではないが、ほとんどの学生が参加している。

第6に、残念ながら、限られた予算の関係でスタッフを措置できないことから、クリニックなどの臨床法学教育はあまり行えていない。かろうじて、3年次の発展ゼミの中で、実際の刑事控訴事件について、担当弁護士から訴訟資料の提供を受けて、控訴趣意書を作成するなどの間接的な取り組みが行われているにとどまる。このような中で、2011年度から、東京弁護士会の公設事務所である多摩パブリック法律事務所（大学所在のJR国立駅の隣の立川駅近く）と提携して、同事務所が行っている法律相談の場に、学生を同席させてもらうという「法律相談クリニック」を正規科目外で行っている。

第7に、都心から離れた郊外の住宅街の中にあり、娯楽が少なく、近くに予備校もない。その分、大学の施設を利用して、各自、あるいはグループで勉強に励

まざるをえないが、自習室やグループ学習室は24時間使用することができる。
ただし、夜はエアコンが切れる。

4 新司法試験合格実績

表20が、一橋大学法科大学院修了者の単年度の合格率であり、表21が、各修了年度の修了者の修了直後の新司法試験の合格率（直近修了者合格率）である。

(表20)

試験年	一橋大学										
	出願者数	受験者数			合格者数			対受験者合格率			対出願者合格率
		合計	既修	未修	合計	既修	未修	合計	既修	未修	
2006	53	53	53	—	44	44	—	83.0%	83.0%	—	83.0%
2007	101	96	73	23	61	44	17	63.5%	60.3%	73.9%	60.4%
2008	132	127	93	34	78	65	13	61.4%	69.9%	38.2%	59.1%
2009	144	132	91	41	83	60	23	62.9%	65.9%	56.1%	57.6%
2010	149	138	94	44	69	58	11	50.0%	61.7%	25.0%	46.3%
2011	167	142	97	45	82	61	21	57.7%	62.9%	46.7%	49.1%
2012	151	135	90	45	77	57	20	57.0%	63.3%	44.4%	51.0%

(表21)

修了年度	修了者数			受験者数			合格者数			対受験者合格率			対修了者合格率		
	合計	既修	未修	合計	既修	未修	合計	既修	未修	合計	既修	未修	合計	既修	未修
2005	60	60	—	53	53	—	44	44	—	83.0%	83.0%	—	85.0%	85.0%	—
2006	90	67	23	88	65	23	54	37	17	61.4%	56.9%	73.9%	60.0%	55.2%	73.9%
2007	99	68	31	96	67	29	62	51	11	64.6%	76.1%	37.9%	62.6%	75.0%	35.5%
2008	101	73	28	96	71	25	70	53	17	72.9%	74.6%	68.0%	69.3%	72.6%	60.7%
2009	104	72	32	101	71	30	57	48	9	56.4%	67.6%	30.0%	54.8%	66.7%	28.1%
2010	92	67	25	87	64	23	57	45	12	65.5%	70.3%	52.2%	62.0%	67.2%	48.0%
2011	90	59	31	85	58	27	54	39	15	63.5%	67.2%	55.6%	60.0%	66.1%	48.4%
平均	636	466	170	606	449	157	398	317	81	65.7%	70.6%	51.6%	62.6%	68.0%	47.6%

(注) 2005年度修了者中の未受験者7人は全員在学中の旧司法試験合格者である。

単年度合格率では、2006年(1名受験1名合格の大学を除けば)、2008年、2009年、2011年、2012年が全国第1位である。2007年、2010年についても、トップ校との差は1ポイント以下であった。一橋大学は、過去7回の新司法試験において、50%以上の対受験者合格率を続けている全国唯一の法科大学院である。合格の可能性は、2年次及び3年次の必修科目のGPAに完全に比例している。

5 高合格率以外の特徴

一橋大学法科大学院には、高合格率以外に、下記の3つの特徴がある。

第1に、表22に見るように、未修者課程の修了者の合格率が高いことである。2007年の新司法試験では、未修者課程の合格率の方が既修者課程より高かったほどである。一橋の未修者課程修了者の合格率は、2010年を除いて、未修者・既修者を合わせた全国平均合格率をかなり上回っている。2007年、2009年、2011年、2012年に関しては、既修者の全国平均合格率をすら上回っている。これは、1年次の法律基本科目の教育がうまく行われていることを意味している。

(表22)

試験年	一橋大学			全国		
	合計	既修	未修	合計	既修	未修
2006	83.0%	83.0%	—	48.3%	48.3%	—
2007	63.5%	60.3%	73.9%	40.2%	46.0%	32.3%
2008	61.4%	69.9%	38.2%	33.0%	44.3%	22.5%
2009	70.5%	65.9%	56.1%	27.6%	38.7%	18.9%
2010	50.0%	61.7%	25.0%	25.4%	37.0%	17.3%
2011	57.7%	62.9%	46.7%	23.5%	35.4%	16.2%
2012	57.0%	63.3%	44.4%	25.1%	36.2%	17.2%

第2に、表23に見るように、受控率が低いことである。

(表 23)

試験年	一橋大学				全国
	出願者	受験予定者	受験者	受控率	受控率
2006	53	53	53	0.0%	1.6%
2007	101	98	96	2.0%	12.7%
2008	132	132	127	3.8%	18.8%
2009	144	144	132	8.3%	22.7%
2010	149	149	138	7.4%	25.2%
2011	167	166	142	14.5%	25.0%
2012	151	149	135	9.3%	24.4%

法科大学院を修了見込みであり、実際に修了していても、そもそも出願していなかった者の数は、上記の統計からは把握できない。この点で、表 24 に見るように、一橋大学法科大学院の場合、修了直後から受け控えする者の率はきわめて低く、2008 年以降は一橋大学法科大学院の全受験予定者の受控率をもかなり下回っている。このことは、修了者が一橋大学法科大学院の教育を信頼していることを意味している。

(表 24)

修了年度	修了者	修了直後受験者	修了直後不受験者	修了直後受控率
2005	60 (旧試験合格者 7 を含む)	53	0	0.0%
2006	90	88	2	2.2%
2007	99	96	3	3.0%
2008	101	96	5	5.0%
2009	104	101	3	2.9%
2010	92	87	5	5.4%
2011	90	85	5	5.6%

第 3 に、表 25 に見るように、短答式試験合格者から最終合格者に至る割合が高いことである。短答式試験合格者の最終合格率は、2007 年の全国第 2 位を除いて、いずれも全国第 1 位を占めている。これは、考える力を付けさせる教育が

うまくいっていることを示している。

(表 25)

試験年	一橋大学					全国	
	受験者	短答式合格者	短答式合格率	最終合格者	短答式合格者の最終合格率	短答式合格率	短答式合格者の最終合格率
2006	53	51	96.2%	44	86.3%	80.5%	59.9%
2007	96	85	88.5%	61	71.8%	75.5%	53.2%
2008	127	109	85.8%	78	71.6%	74.3%	44.4%
2009	132	113	85.6%	83	73.5%	68.4%	40.4%
2010	138	116	84.1%	69	59.5%	70.7%	35.9%
2011	142	121	85.2%	82	67.8%	64.5%	36.5%
2012	135	114	84.4%	77	67.5%	63.7%	39.4%

6 好成績の要因

一橋大学法科大学院は、新司法試験の合格はゴールではなく、あくまでも通過点にすぎないことを強調し、社会に貢献できる優れた法曹を育成するための教育を行っている。高い合格率は、このような教育方針に誤りがなかったことを証明しているのであるが、より具体的には、次のような3つの要因、すなわち、「自助」、「公助」、「共助」の組み合わせがうまく機能しているからである。ちなみに、この整理は防災理論からの転用である。

第1の「自助」とは、ていねいな入学試験選抜プロセスによって優秀な法科大学院生を確保し、その学生が大学院側の期待に応えて自らしっかり勉強していることである。

第2の「公助」とは、大学院側が学生の勉強できる好適な環境を提供していることである。とりわけ、教員が手を抜くことなく熱心に教育指導していることが、放っておいても合格するであろうトップクラス（予備試験から司法試験に合格する者は基本的にこのクラス）の次に位置する多くの学生のレベルアップにつながっている。5で高合格率以外の3つの特徴として挙げた点は、いずれもこれを証明している。

第3の「共助」とは、学生同士が助け合って勉強していることである。科目ごとにいくつものグループをつくって自主ゼミを行っている。「あなたが受ければ、私も受かる」の精神で、「みんなが引き上げあって、みんなで一緒に法曹になろう」という意気込みがある。1学年の学生数が85人（当初100人）というサイズであることも、共助を有効に機能させる要因であるように思われる。

さらに、同学年の学生相互の「ヨコの共助」だけではなく、法科大学院出身法曹がボランティアで在学生の学習アドバイザーを務めてくれるという「タテの共助」がうまく機能していることも特徴である。

一橋大学法科大学院は、毎年、夏学期末試験終了直後の土曜日（例年、7月末ないし8月初頭）に、入学志望者のために、オープンキャンパスを開催して、ビデオ上映、模擬授業、説明会を行っているが、その後で、法科大学院在学生の自主企画として、施設見学会と教員・在学生をまじえた懇談会を、既修者、未修者、社会人、他学部といった層別に分けて行っている。参加者からのアンケートでは、先輩在学生からの話をきけたことはたいへん参考になったという声があがっている。このことは、「共助」が入学志望者に対してまで及んでいることを意味している。

VI 今後の展望

1 失敗の原因

法科大学院が当初の期待どおりになっていないことの原因としては、下記のような事情が考えられる。

第1に、法学部を廃止することなしに、法科大学院を法学部と完全に併存させたことである。韓国と異なり、同じ大学での両者の併存も許されている。法科大学院設置後も法学部の専門教育が継続的に行われるにもかかわらず、3年制の未修者課程を標準型としたことには矛盾がある。その結果、法曹養成に関して、世界でもっとも奇怪なスタイルとなったといつてよいであろう。

第2に、きわめて形式的な設置要件を満たしただけで大学院の設置を認可したことである。当初から、大学院数、総定員数ともに過剰であり、入学者の質、教

員の質がともなっていないところがある。

第3に、後述のように、新司法試験については、法科大学院修了後5年以内に3回受験できるという仕組みになっていることである。このことが、修了しても受験しない大量の層を生み出している。最初の年から受験しないことは法科大学院の存在意義を疑わせるものであり、また、受験をパスできるという制度には学習のモチベーションを失わせるという点でも問題がある。

第4に、予備試験制度の存在である。この制度は、本来は、法科大学院に行く経済的・時間的ゆとりのない社会人のための例外的措置として認められたはずのものであるが、実際は、優秀な法学部学生のための特急バイパスコースとなった。

第5に、以下のような負のスパイラルが発生したことである。すなわち、当初予想された法曹としての職域の拡大が十分になされず、従来型の伝統的な弁護士事務所で採用できる新人に限りがあることから、新司法試験合格者の就職難が生じた。そのため、新司法試験合格者数が当初の3,000人に達することなしに、事実上2,000人強で固定された。合格率が年々低下し、法科大学院への入学志願者数が減少し、とりわけ、他学部出身者や社会人に敬遠されるようになった。その結果、入学者の質が低下し、連動して修了者の質の低下も生じている。このことが、さらに、高校生の間での、法学部入学志望者の減少や法学部入学志望者の質の低下をすら呼び起こしていることが指摘されている⁴⁾。

2 最近の動き

日本弁護士連合会は、司法修習を修了した者の弁護士事務所への就職難を理由に、新司法試験合格者の1,500人への引き下げを主張している⁵⁾。さらに、一部の単位弁護士会は、1,000人への引き下げを主張している⁶⁾。

総務省は、2011年度に「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価」を行い、新司法試験の年間合格者数に係る目標値の検討、法科大学院に

4) 編集部企画「データでみる『法曹志願者の激減』～打つ手はあるのか?」NIBEN Frontier 2012年12月号19頁。

5) 日本弁護士連合会「法曹人口政策に関する提言」(2012年3月15日)日弁連ホームページ〈<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2012/120315.html>〉参照。

における教育の質の向上、未修者対策の強化、法科大学院の入学定員の更なる削減、他校との統廃合の検討、法科大学院に対する公的支援の見直し、修了者の進路の把握、就職支援の充実などを、法務省及び文部科学省に対して勧告した⁷⁾。

文部科学省は、次の3つの指標のうち、2以上に該当する法科大学院について、公的支援を削減することとした⁸⁾。これによって、一層の定員削減と撤退、統廃合を促進することをねらう。

(指標1) 前年度の入学者選抜における競争倍率(受験者数÷合格者数)が2倍未満

(指標2) 前年度までに新司法試験合格率が全国平均の半分未満、または直近修了者のうち新司法試験受験者数が半数未満かつ直近修了者の合格率が全国平均の半分未満のいずれかの状況が3年以上継続

(指標3) 入学定員の充足率(実入学者数÷入学定員)50%未満の状況が2年以上継続

さらに、1つの指標にのみ該当する場合であっても、次のように当該指標の値が著しく低い場合も削減する。

(指標i) 前年度までに入学者選抜における競争倍率2倍未満の状況が2年以上継続

(指標ii) 指標2に該当し、かつ、前年度において新司法試験の合格率が全国平均の1/4未満、または直近修了者のうち新司法試験を受験した者の数が半数未満かつ直近修了者の合格率が全国平均の1/4未満

(指標iii) 指標3に該当し、かつ、前年度の入学定員の充足率が25%未満
法曹養成制度関係閣僚会議及びその下部組織としての法曹養成制度検討会議が

6) 札幌弁護士会「2012年司法試験の最終合格者数に関する会長声明」(2012年10月1日) 札幌弁護士会ホームページ〈<http://www.satsuben.or.jp/info/statement/2012/10.html>〉など参照。

7) 「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価」(2012年4月20日) 総務省ホームページ〈http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/000056940.html#seisakuhyokasyo2〉参照。

8) 文部科学省「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」(2012年年9月7日) 文部科学省ホームページ〈http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/09/1325669.htm〉参照。

2012年8月21日に設置され、法曹人口、法科大学院制度、司法試験、法曹継続教育、職域等の問題について検討を開始した⁹⁾。予備試験組の2012年新司法試験合格率が高かったことが、法曹養成制度検討会議の今後の審議に影響を与える可能性がある。そして、前述のように2012年の予備試験は合格者増の方向に動き出した。

3 プロセスとしての教育の重要性

法科大学院教育の目的の1つに理論と実務の架橋がある。実務基礎教育、とりわけ法曹倫理教育は新司法試験科目ではないものの、プロセスとしての法科大学院教育の特徴である。予備試験の民事実務の論文試験問題や口述試験で法科大学院の実務基礎教育レベルの素養をはかれるか疑問である。

新司法試験に合格しさえすれば法律実務基礎科目を履修なくてもよいということであれば、法科大学院においても、新司法試験科目ではないそれらの科目を廃止、縮小しようという動きを正当化することになる。

ましてや、万一、受験機会の均等化を理由に、法科大学院修了者の合格率と予備試験組の合格率を同一にするべきとの主張が採用されると、新司法試験に直接役立たない、あるいは試験科目としては選択しない多数の科目の受講を強いられている法科大学院生の負担を軽減して、新司法試験科目である法律基本科目プラス特定の選択科目の授業のみに特化することを認めるべきという主張につながる。これは、法科大学院が単なる受験予備校になることであり、法科大学院制度の崩壊を意味する。

司法制度改革審議会意見書は、司法試験の受験資格についての前述の予備試験制度創設の提案の直後に、「法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮しつつ、例えば、幅広い法分野について基礎的な知識・理解を問うような予備的な試験に合格すれば新司法試験の受験資格を認めるなどの方策を講じることが考えられる（この場合には、実社会での経験等により、法科大学院における教育に對しうる資質・能力が備わっているかを適切に審査

9) 法務省ホームページ〈http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00001.html〉参照。

するような機会を設けることについても検討する必要がある。)」と指摘している。

予備試験の受験者数は、第1回が6,477人、第2回が7,183人と増加した。このまま、予備試験合格枠が広がっていき、かつ予備試験のレベルが法科大学院既修者入学試験± α のレベルで固定し、かつ新司法試験の旧司法試験への回帰傾向が進むと、学部できちんと法学を履修した者は予備試験を受験するようになり、法科大学院は他学部出身者及び法学をきちんと履修しなかった法学部出身者が新司法試験受験資格を取得するために進学するか、あるいは、新司法試験に合格すること以外の法科大学院教育のメリットを積極的に評価する者だけが進学するようになるおそれがある。

これは、まさに、司法制度改革審議会意見書がいう「法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねること」である。このような事態を避けるためには、予備試験の内容として、同意見書の提案する「実社会での経験等により、法科大学院における教育に対置しうる資質・能力が備わっているかを適切に審査するような機会を設けること」を検討すべきである。

Ⅶ むすびに代えて

政府の法曹養成制度関係閣僚会議は、法曹養成制度検討会議の意見等を踏まえつつ、2013年8月2日までに一定の結論を得るものとされている。仮に、そこでの結論に、上記のような法科大学院が主で予備試験は例外であるという司法制度改革審議会意見書の提言の線で、両者の共存を図るという方針が採用されない場合には、個々の法科大学院は次の3つのモデルのいずれをとるかの選択を迫られることになる。

モデル1 実務基礎教育等の、新司法試験に合格することにとどまらない法科大学院教育の特徴をさらに強化し、それを積極的にうったえて入学者を集める。

モデル2 他学部出身者や法学部出身でも十分な法学の素養のない者を対象に、基礎からきちんと教えるという未修者教育に純化した法科大学院にする。

モデル3 法科大学院を廃止して、法科大学院教育のノウハウを法学部教育に注ぎ込み、予備試験及びその後の新司法試験に合格する学生を育成する。